

○埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則

昭和45年1月1日規則第2号

目次

標題

発令

改正沿革

公布文

題名

(題名の)改正注記

□本則

第一条(趣旨)

第二条(用語の意義)

第三条(事務の委任)

□第四条(委任事務の処理)

2

第五条(地域機関の長の専決事項)

第六条(類推による専決)

□第七条(担当部長等の専決事項)

改 昭和四 昭和四
正 五年 五年
三 三月三 四月三
〇 〇日規 〇日規
則 第一 則第三
五 五号 五号
昭 昭和四 昭和四
和 五年 五年

印刷モード

終了